

＜入札・契約制度運用の一部見直しについて＞

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の障害、下請け業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」を適用して運用しておりますが、ダンピング受注等をより一層防止するため、下記のとおり運用の一部を見直しいたします。

見直しの内容

現行の「失格基準価格」の算出基準を下記のとおり変更いたします。

【失格基準価格の算出基準】

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>入札時に提出した工事費内訳書が下記項目の(1)から(5)のいずれかに該当した場合は失格とします。</p> <p>(1) 直接工事費が予定価格の直接工事費(建築工事及び設備工事は95%)の75%の額(1万円未満切り捨て)未満であること。</p> <p>(2) 共通仮設費が予定価格の共通仮設費の70%の額(1万円未満切り捨て)未満であること。</p> <p>(3) 現場管理費が予定価格の現場管理費の70%の額(1万円未満切り捨て)未満であること。</p> <p>(4) 一般管理費が予定価格の一般管理費の30%の額(1万円未満切り捨て)未満であること。</p> <p>(5) 入札価格が、アからエまでの合計額からオの額を差引いた額(1万円未満切り捨て)未満であること。</p> <p>ア 予定価格の直接工事費(建築工事及び設備工事は95%)の95%の額</p> <p>イ 予定価格の共通仮設費の90%の額</p> <p>ウ 予定価格の現場管理費の70%の額</p> <p>エ 予定価格の一般管理費の30%の額</p> <p>オ 予定価格の工事価格の3%の額</p> | <p>(1) 一次判定 下位5者(入札者が5者未満のときは当該入札者)の入札価格の平均値に100分の85を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を失格値とし、当該最低価格が失格値を下回った場合には、以後の低入札価格調査を行うことなく、当該最低価格入札者を失格とします。</p> <p>(2) 二次判定 一次判定の結果、最低価格が失格値以上の場合には二次判定を実施することとし、次の二項目の数値的判断基準を一つでも満たさなければ、当該最低価格入札者を失格とします。</p> <p>当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の直接工事費が、市の設計における直接工事費の75%以上であること。</p> <p>当該最低価格入札者が入札時に提出した工事費内訳書記載の諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費の総額)が、市の設計における諸経費の50%以上であること。</p> |

適用時期

平成24年 1月 1日以降、公告する建設工事に適用いたします。